

秋田大学学術情報リポジトリ運用指針

平成19年9月28日
附属図書館委員会制定
令和6年6月6日改正

(趣旨)

第1 この運用指針は、秋田大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という）設置要項第2に基づき、その運用に必要な事項を定めるものである。

(管理および運用)

第2 リポジトリの管理および運用は附属図書館（以下「図書館」という）が行なう。

(コンテンツの登録者)

第3 リポジトリに学術研究・教育成果物（以下「コンテンツ」という）を提供し、登録できる者（以下「登録者」という）は以下のとおりとする。

- 一 本学に在籍、または在籍したことのある教職員・学生
- 二 その他、図書館長が認めた者

(登録できるコンテンツ)

第4 リポジトリに登録できるコンテンツは以下のとおりとする。

- 一 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文、学会発表資料等）
- 二 学位論文（博士学位論文、修士論文）
- 三 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料、歴史的資料等）
- 四 各種研究成果物の根拠となる研究データ
- 五 各種報告書（研究成果報告書、調査報告書等）
- 六 その他（著作図書、制作物、創作物、特許、貴重資料等）

(登録コンテンツの著作権)

第5 リポジトリに登録したコンテンツの著作権は登録された後も権利者が所有する。

(登録コンテンツの利用許諾)

第6 登録者はコンテンツ登録に際して、以下について無償で許諾するものとする。

- 一 コンテンツ本体を電子的に複製し、リポジトリ用サーバに格納すること。
- 二 ネットワーク（インターネット）を通して不特定多数に公開すること。
- 三 コンテンツ利用者がその閲覧、印刷、ダウンロードを行なうこと。

(共著者等からの許諾)

第7 コンテンツに共著者（内容の図版等について著作権を有する者を含む。）がいる場合は、登録者はあらかじめ共著者等に第6第一号から第三号について許諾を得るものとする。

(コンテンツの登録・公開・保存)

第8 登録者は、図書館に登録申請し、コンテンツを提供するものとする。

第9 図書館はコンテンツの内容、著作権等の権利関係、電子的状態、公開条件等を調査・検討し、登録に必要な処理を行なうものとする。

第10 図書館はコンテンツを電子的に複製し、リポジトリ用サーバに蓄積、メタデータ(コンテンツ本体に関する書誌的データ)を付与のうえ、ネットワーク(インターネット)を通して公開するものとする。

第11 図書館はコンテンツの利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行なうことができるものとする。

第12 図書館は、登録されたコンテンツにセキュリティ対策を含む適切な処置を施し、原則として無期限保存する。

(コンテンツの改変及び削除)

第13 図書館は登録済みのコンテンツについて、登録者から改変、非公開、削除の申し出があったときは協議の上、必要な処理を行なう。

第14 図書館は作成したメタデータの改変・削除については、必要に応じてこれを行なうものとする。

第15 図書館は提供されたコンテンツが、法令上、または社会通念上問題があると判断される場合はこれを削除できるものとする。

(免責事項)

第16 図書館は、コンテンツの公開にあたり利用者に対し著作権遵守について周知する。その上で、コンテンツ公開によって発生した提供者ないし著作権者の損害については一切責任を負わないものとする。

(その他)

第17 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館委員会が別に定める。

附 則

この指針は、平成19年9月28日から実施する。

附 則

この指針は、令和6年6月6日から実施する。